

NPO法人ほ一む 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人ほ一むという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ひとりぐらしの高齢者や障害者その他支援を要する人たちが日常生活のなかで直面する様々な問題を、生活支援や身元保証を通じて家族がわりとなってサポートすることにより、誰もが心穏やかに自分らしく生活を営むことができるよう支援を行い、死後についても、死後事務委任契約を結ぶことによって、本人の意思を最後まで全うする手助けをし、権利の擁護を図るとともに、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 各種福祉施設・賃貸住居及び病院等入所時における身元保証支援に係わる事業
- (2) 福祉、介護、医療及び法律等についての情報提供及び相談事業
- (3) 入所、入居、入院時等の生活支援事業
- (4) 高齢者等の権利擁護、財産・金銭管理支援に係わる事業
- (5) 遺品整理、死後の諸手続き及び葬送支援に係わる事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前 2 項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があつたとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 東原相助

副理事長 西村学

理事 有元達哉

監事 佐伯慶豊

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 金10,000円 年会費 0円

役員名簿

NPO法人ほーむ

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	トウハラ ソウスケ 東原 相助		無
理事	ニシムラ マナブ 西村 学		無
理事	アリモト タツヤ 有元 達哉		無
監事	サエキ ケイホウ 佐伯 慶豊		有

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、日本は超高齢社会を迎え、2027年には高齢者の割合は30%に達すると見込まれている。そのような現代社会において、介護システムの果たす役割は非常に重要なものである。ところが、一人暮らしの高齢者や障害者等にとっては、現状の介護システムではそのニーズを十分に満たしているとはいえないのが現状である。

例えば、いわゆる在宅介護においては、ケアマネージャーやヘルパー等は要介護者の介護・看護を担当し、日常の掃除、洗濯、買い物等の家事の援助はあくまで家族が担うということが基本とされてきた。しかしながら、一人暮らしの人や高齢夫婦の世帯にとっては、介護・看護と同様に、あるいはそれ以上に家事の援助を必要としている。このようなケースでは、ケアマネージャーやヘルパーが各自の判断で個人的に対応しているのが現状であるが、その対応にも限界があり、業務の負担増加の一因となっている。

また、自宅や病院から介護施設への入居が必要になった際には身元保証が必要となるが、上記のような高齢者や障害者等にとっては身元保証人を立てることが困難な場合も多く、入居への妨げとなっている。

さらに、従来家族が担ってきた本人の死後における様々な事後処理についても、これらを信頼して託すことができる者が身近にいないため、これもまた困難な状況である。

そこで、私どもは、上記のような高齢者や障害者等が抱える多様な悩み・課題を解決するための一助となりたいとの思いから、「NPO法人ほ一む」を設立することを決意したものである。

2 申請に至るまでの経過

設立代表者は、個人的に関わりのある高齢者の日常生活のお手伝いをする中で、上記事業の必要性を感じ、3年程前より検討を重ねてきた。

上記「趣旨」のとおり、私どもの目的とする事業は非常に高い公益性を有するものであるため、非営利を前提とする必要があると考える。また、単なる個々人の力量に頼る任意団体ではなく、財産的基盤・人的基盤を有する法人であるからこそ、上記要援助者の権利の擁護、ひいては地域社会の福祉増進に確実に寄与できると考える。

そこで、仕事の同僚や友人、親族の賛同も得られたことから、法人化に向けての準備を1年程前より進め、令和8年4月1日の設立総会を経て、今回の申請を行うものである。

令和8年4月1日

NPO法人ほ一む

設立代表者

氏 名 東原 相助

NPO法人ほむ
令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(1) 各種福祉施設・賃貸住居及び病院等入所時における身元保証支援に係わる事業	各種福祉施設、賃貸住居及び病院等への入居時に身元保証を確保できない場合に、身元保証人を引き受け、様々な手続や支払い、お世話の行う事業	(A) 通年 (B) 県内各所 (C) 2名	(D) 独居の高齢者、障害者その他保証人を立てることが困難な者 (E) 年間15人	400
(2) 福祉、介護、医療及び法律等についての情報提供及び相談事業	相談・コンサルティングを行い、福祉介護分野の施設の紹介や、見学、面接の付き添い、立会までを行う事業 また、医師との協議の立会や、介護保険等の認定調査の立会等を行う事業	(A) 通年 (B) 県内各所 (C) 2名	(D) 独居の高齢者、障害者その他福祉・介護施設・病院等を探している者 (E) 年間15人	450
(3) 入所、入居、入院時等の生活支援事業	現在の福祉や介護の制度だけでは充分なお世話ができないという実情から、突然の怪我や病気に対応する「緊急支援」、通院や入退院の付	(A) 通年 (B) 県内各所 (C) 3名	(D) 独居の高齢者、障害者その他生活支援を必要としている者 (E) 年間のべ	325

	き添い、日常の買い物等を行う「日常支援」等の業務を行う事業		50人	
(4) 高齢者等の権利擁護、財産・金銭管理支援に係わる事業	入出金のお手伝いや公共料金、福祉サービスの利用料等の支払いの支援を行う事業及び契約に基づき通帳、印鑑、年金証書等の財産を預かる事業	(A) 通年 (B) 県内各所 (C) 2名	(D) 独居の高齢者、障害者その他意思能力、行為能力はあるが、身体が不自由なため金銭管理等を必要とする者 (E) 年間20人	225
(5) 遺品整理、死後の諸手続き及び葬送支援に係わる事業	万一の際、葬儀、葬儀後の事務手続きから納骨までを支援する事業	(A) 通年 (B) 県内各所 (C) 2名	(D) 独居の高齢者、障害者その他葬送支援を必要とする者 (E) 年間3人	500

NPO法人ほーむ
令和9年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(1) 各種福祉施設・賃貸住居及び病院等入所時における身元保証支援に係わる事業	各種福祉施設、賃貸住居及び病院等への入居時に身元保証を確保できない場合に、身元保証人を引き受け、様々な手続や支払い、お世話の行う事業	(A) 通年 (B) 県内各所 (C) 2名	(D) 独居の高齢者、障害者その他保証人を立てることが困難な者 (E) 年間30人	600
(2) 福祉、介護、医療及び法律等についての情報提供及び相談事業	相談・コンサルティングを行い、福祉介護分野の施設の紹介や、見学、面接の付き添い、立会までを行う事業 また、医師との協議の立会や、介護保険等の認定調査の立会等を行う事業	(A) 通年 (B) 県内各所 (C) 2名	(D) 独居の高齢者、障害者その他福祉・介護施設・病院等を探している者 (E) 年間20人	600
(3) 入所、入居、入院時等の生活支援事業	現在の福祉や介護の制度だけでは充分なお世話ができないという実情から、突然の怪我や病気に対応する「緊急支援」、通院や入退院の付	(A) 通年 (B) 県内各所 (C) 3名	(D) 独居の高齢者、障害者その他生活支援を必要としている者 (E) 年間のべ	600

	き添い、日常の買い物等を行う「日常支援」等の業務を行う事業		90人	
(4) 高齢者等の権利擁護、財産・金銭管理支援に係わる事業	入出金のお手伝いや公共料金、福祉サービスの利用料等の支払いの支援を行う事業及び契約に基づき通帳、印鑑、年金証書等の財産を預かる事業	(A) 通年 (B) 県内各所 (C) 2名	(D) 独居の高齢者、障害者その他意思能力、行為能力はあるが、身体が不自由なため金銭管理等を必要とする者 (E) 年間30人	300
(5) 遺品整理、死後の諸手続き及び葬送支援に係わる事業	万一の際、葬儀、葬儀後の事務手続きから納骨までを支援する事業	(A) 通年 (B) 県内各所 (C) 2名	(D) 独居の高齢者、障害者その他葬送支援を必要とする者 (E) 年間5人	1200

活動予算書

法人成立の日から令和9年6月30日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	100,000	100,000	
2. 受取寄附金	0		
受取寄附金		0	
3. 受取助成金等	0		
受取助成金		0	
4. 事業収益			
各福祉施設・貸付事業及び病院等入院時における身元保証支援に係る事業収益	1,200,000		
福祉、介護、医療及び法律等についての情報提供及び相談事業収益	90,000		
入所、入居、入院時等の生活支援事業収益	540,000		
高齢者等の権利擁護、財産・金銭管理支援に係る事業収益	2,970,000		
遺品整理、死後の諸手続き及び葬送支援に係る事業収益	600,000	5,400,000	
5. その他収益	0		
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			5,500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,100,000		
法定福利費	200,000		
人件費計	1,300,000		
(2) その他経費			
諸謝金	300,000		
印刷製本費	100,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	50,000		
賃借料	50,000		
その他経費計	600,000		
事業費計		1,900,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	240,000		
給料手当	1,200,000		
法定福利費	240,000		
人件費計	1,680,000		
(2) その他経費			
諸謝金	480,000		
印刷製本費	100,000		
会議費	100,000		
旅費交通費	100,000		
通信運搬費	120,000		
消耗品費	30,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	90,000		
雑費	30,000		
その他経費計	1,050,000		
管理費計		2,730,000	
経常費用計			4,630,000
当期正味財産増減額			870,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			870,000

活動予算書

令和9年7月1日から令和10年6月30日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
を後援団体の貸付及び寄附等入所等における身元保証支援に係る事業収益	1,600,000		
福祉、介護、医療及び法律等についての情報提供及び相談事業収益	400,000		
入所、入居、入院時等の生活支援事業収益	1,000,000		
高齢者等の権利擁護、財産・金銭管理支援に係る事業収益	3,500,000		
遺品整理、死後の諸手続き及び葬送支援に係る事業収益	1,000,000	7,500,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益		0	
経常収益計			7,500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,000,000		
法定福利費	500,000		
人件費計	2,500,000		
(2) その他経費			
諸謝金	400,000		
印刷製本費	150,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	100,000		
通信運搬費	50,000		
賃借料	50,000		
その他経費計	800,000		
事業費計		3,300,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	240,000		
給料手当	1,200,000		
法定福利費	240,000		
人件費計	1,680,000		
(2) その他経費			
諸謝金	480,000		
印刷製本費	100,000		
会議費	100,000		
旅費交通費	100,000		
通信運搬費	120,000		
消耗品費	30,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	90,000		
雑費	30,000		
その他経費計	1,050,000		
管理費計		2,730,000	
経常費用計			6,030,000
当期正味財産増減額			1,470,000
前期繰越正味財産額			870,000
次期繰越正味財産額			2,340,000